

授業科目名	応用憲法Ⅱ Advanced Constitutional Law Ⅱ
授業科目群	法律基本科目
標準学年	2年次
必修・選択の区別	必修
開講学期	後期
開講曜日・時限	火曜日・3時限
単位数	2単位
担当教員名	赤坂幸一（Akasaka Koichi）
授業の目的	応用憲法Ⅰに引き続き、基本権各論、基本権総論、及び憲法訴訟論上の重要論点を、判例に則して学修することによって、判例実務の基本的な動向と学説の対応について理解を深化させる。
履修条件	原則として、基礎憲法および応用憲法Ⅰを履修済みであること。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>応用憲法Ⅰに引き続き基本権各論を取り上げたのち、コア・カリキュラムとの対応関係も念頭に置きながら、基本権総論および憲法訴訟論上の重要論点に付き取り扱う。具体的には下記の通りであるが、「CM」、「CM訴」は、それぞれ下記の教科書を意味する。</p> <p>Lectures on Constitutional Law (Advanced Course 2)</p>
授業計画	<p>第1回【国務請求権Ⅰ】国家補償請求権／立法不作為（CM第16章，CM訴13章）</p> <p>第2回【国務請求権Ⅱ】裁判請求権／実効的権利救済（CM第17章，CM訴19章）</p> <p>第3回【包括的基本権Ⅰ】プライバシーの権利（CM第2章）</p> <p>第4回【包括的基本権Ⅱ】自己決定権（CM第2章）</p> <p>第5回【法の下での平等】平等原則①（CM第3章）</p> <p>第6回【法の下での平等】平等原則②（CM第4章）</p> <p>第7回【基本権の妥当範囲Ⅰ】未成年者・外国人の基本権（CM第1章）</p> <p>第8回【基本権の妥当範囲Ⅱ】公務員の基本権（CM第1章）</p> <p>第9回【基本権の妥当範囲Ⅲ】私人間効力（CM第1章）</p> <p>第10回【憲法訴訟Ⅰ】団体の基本権と部分社会論（CM第1章，CM訴9章）</p> <p>第11回【憲法訴訟Ⅱ】宗教団体の内部紛争（CM訴10章）</p> <p>第12回【憲法訴訟Ⅲ】憲法上の争点の主張適格（CM訴15章）</p> <p>第13回【憲法訴訟Ⅳ】憲法判断回避の準則／合憲限定解釈（CM訴16章）</p> <p>第14回【憲法訴訟Ⅴ】適用審査と文面審査（CM訴17章）</p> <p>第15回【憲法訴訟Ⅵ】憲法判例／憲法判断の効力（CM訴3・18章）</p>
授業の進め方	事前に配布した予習レジュメを中心にして、適宜質疑応答を交えながら講義を進行する。その他、ミニット・ペーパーの利用方法などを含め、初回の講義で簡単なガイダンスを行う。
教科書及び参考図書等	CM: 初宿正典ほか『憲法Cases & Materials 人権編[第2版]』（有斐閣、2013年） CM訴: 初宿正典ほか『憲法Cases & Materials 憲法訴訟』（有斐閣、2007年）
試験・成績評価等	期末試験を6割、平常点＋小テストを4割とする。平常点は、出席状況・質疑応答内容を勘案して付与する。法科大学院共通の準則に則り44回以上欠席した者には、理由を問わず単位を認定しない。

事前学習	上記ケースブックの該当範囲および予習用レジュメを通読しておくこと。
課題レポート等	とくに予定していない。
オフィスアワー	講義終了後に随時。
その他	中間試験等の結果を踏まえ、各自の学修計画への早期のフィードバックを図ることを意識する。